

支援制度使いコロナ禍から家計守ろう

知らなきや損する

対象	内容	窓口
特別定額給付金	1人10万円を給付	市町
子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当を受給する世帯(0歳~中学生)に 対象児童1人につき1万円	
国民年金	納付猶予制度	市町の国民年金課
国民健康保険料 ・介護保険料		市町の国民健康保険・介護保険課
市税・固定資産税		市町の税務課
緊急小口資金 ・総合支援資金	生活費の貸付	市町の社会福祉協議会
休業手当	職を失った人	ハローワーク
求職者支援制度	雇用保険の受給ができない人が職を失った場合	
未払賃金立替制度	企業の倒産で賃金が未払いの人	
傷病手当	コロナに感染して働けない人 (国民健康保険にはない)	加入している健康保険の窓口
休業補償給付	業務中・通勤でコロナに感染して働けない	労働基準監督署
電気・ガス・水道 ・携帯・NHK料金	支払いの延長	契約している会社 ・市町の水道局
大学等教育費	給付型奨学金・貸与型奨学金 授業料減免	日本学生支援機構 教育委員会・学校
高等学校の教育費	私立学校入学等の免除、減額及び猶予 高等学校等就学支援金・奨学給付金	教育委員会・通学している学校
生命保険・損害保険料	保険料払込の猶予・契約者貸付の特別金利	加入している保険会社

※4月24日時点の情報です。従来からある制度も含めて、役立つ支援制度として一覧表にしました。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、外出自粛などで生活が一変している人も多いと思います。生活が変わればお金の使い方も変わります。家計の現状を分析し、対策を考える「家計の見直し」が必要ではないですか。

仕事を持っている多くの人が、減収などに直面するかもしれません。国からは「特別定額給付金」として1人10万円、児童手当(0歳~中学生)の受給世帯に児童1人につき1万円が「子育て世帯への臨時特別給付金」として支給されます。

通常家計の見直しは、支出割合の大きいもの、変動費より固定費から取り組むこととなりますが、ここ1~2カ月が正念場と考え

ば、支出割合が小さい固定費を一旦中断する、節約の効果がすぐ出そうな変動費を見直すなど、家計が赤字にならない工夫が重要です。

さらに、収入が減少し生活基盤が崩れそうになったら、助けとなる制度もいろいろあります。終息の見通しが立たず不安がつきないコロナ禍に対し、いろいろ制度もあることを把握しておきましょう。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイナンスアドバイザー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 …………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 …………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

いしかわ暮らしのマネープラン